

令和 8 年度 浜松市職員採用選考案内 第 V 類

令和 8 年 8 月 5 日
浜松市人事委員会

第 V 類行政職員 (対象：障害者手帳等の交付を受けている人) 採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

【第 1 次試験日】令和 8 年 10 月 31 日(土)・11 月 1 日(日)

【申込期間(郵送)】令和 8 年 8 月 6 日(木)～令和 8 年 9 月 1 日(火)※消印有効

※ 申込みは郵送に限ります。窓口および電子申請(インターネット)での「受験申込受付」は行いません。

目指す職員像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

1 選考区分・採用予定人員・職務内容

選考区分		採用 予定人数	主な職務内容
事務	行政	若干名	戸籍、住民登録、国保、年金などの窓口業務をはじめ、企画、税務、福祉、都市計画など、施策の企画立案から実施まで、市政運営全般

※ 採用予定人員は、欠員等の状況により変更する場合があります。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす人

（１） 次のいずれかに該当する人

- ① 日本国籍を有する人（令和９年３月までに取得見込みの人を含む。）
- ② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和９年３月までに取得見込みの人を含む。）
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和９年３月までに取得見込みの人を含む。）

（２） 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 平成３年４月２日から平成 21 年４月１日までに生まれた人で、次のいずれかの手帳等の交付を受けている人

- ① 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳
- ② 都道府県知事、政令指定都市市長または中核市市長が発行する療育手帳
- ③ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳

※ 手帳の交付申請中の場合は申込みできません。また、申込みから採用時までの間に、上記に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます）は、判明時以降の選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。

※ 第 1 次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に、手帳等の提示を求めることがあります。

※ 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※ この採用選考は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障害者の雇用促進を図っていくために実施するものです。

3 選考日程

第1次選考

内 容	筆記選考・面接選考
日 程	【面接選考】10月31日(土) 【筆記選考】11月1日(日) 集合時間は受験票発行時にお知らせします。
会 場	浜松市地域情報センター（浜松市中央区中央1-12-7）
合格発表	11月11日(水) 合格者に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

第2次選考

内 容	面接選考・小論文
日 程	11月21日(土)
会 場	第1次選考合格者にお知らせします。
合格発表	12月2日(水) 受験者全員に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

4 選考の内容・配点

選考科目		内容	配点	
第1次選考	教養選考	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記選考を行います。(120分) 〔出題分野〕(40題・択一式) 高校卒業程度以上の時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	200点	500点
	個別面接選考	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	300点	
第2次選考	小論文選考	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述選考を行います。(60分)	100点	400点
	個別面接選考	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	300点	

※ 提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、選考の参考資料とします。

- ※ どの選考段階においても、いずれかの選考科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の選考科目の成績にかかわらず不合格とします。
- ※ 採用選考の受験にあたり、受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合、選考中の不正行為や採用選考の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんにかかわらず失格とすることがあります。

5 受験申込手続き

提出書類	①採用選考受験願書 ②宣誓書・自己紹介書 ③受験資格で定める障害者手帳等の写し（氏名、生年月日、障害名、障害の等級、交付機関、交付日、有効期限が記載されているページ） ④返信用封筒（長形 3 号封筒に、あて先を記入し、110 円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号）
申込期間等	令和 8 年 8 月 6 日(木)から <u>令和 8 年 9 月 1 日(火)※消印有効</u> ・申込みは郵送に限ります。窓口での「受験申込受付」は行いません。 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・必ず「 <u>簡易書留郵便</u> 」を利用してください。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんにかかわらず受付できません。
受験票等の発行	10 月 16 日(金)頃に受験票等を発送します。第 1 次選考時に持参してください。
<u>書類の提出について</u>	<u>第 1 次選考時に障害者手帳等の原本を持参してください。</u> その他提出書類については、受験票発行の際にお知らせします。

【簡易書留郵便の利用について】

「お問い合わせ番号」を必ず控えてください。

簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。

◆ 受験願書、宣誓書・自己紹介書記入上のチェックリスト

学歴、職歴、免許・資格の記入欄が不足する場合は、左上に「受験願書別紙」、右上に氏名と生年月日を記入した A4 の用紙に記入して添付してください。

年齢	・ 記入日現在の年齢を記入してください。	☐
現住所および 休暇中の連絡先	・ 現住所を記入してください。 ・ 休暇中の連絡先は、現住所とは別の書類送付先を希望する人のみ記入してください（この場合、人事委員会事務局からの連絡は全て「休暇中の連絡先」あてに行います）。	☐
電話	・ 受験資格の確認や書類の不備等で人事委員会事務局から連絡をする場合があるため、昼間連絡可能な電話番号を記入してください。	☐
学歴	・ 中学校は卒業年月のみ記入してください。 ・ 専門学校は「その他」に記入してください。	☐
職歴	・ 在学中のアルバイトは記入しないでください。 ・ 古いものから順に記載してください。 ・ 現在在職中の場合は、期間の終了欄の年月を二重線で消し、余白に「在職中」と記入してください。	☐
自動車運転免許、 その他の 免許・資格	・ 自動車運転免許やその他の取得した免許・資格を記入してください。	☐
手帳等記載事項	・ 手帳等の記載どおり記入してください。	☐
備考	・ 記入しないでください。	☐
受験にあたり 配慮して もらいたいこと	下記に該当する場合は、必ず宣誓書・自己紹介書に記入してください。 ・ 点字問題による受験を希望する場合 ・ 拡大印刷問題による受験を希望する場合 ・ 手話通訳を希望する場合 ・ 補装具等の持ち込み使用を希望する場合 （車いす、つえ、補聴器、ルーペ、拡大読書器、電気スタンド等） ・ その他、上記以外の特別な配慮が必要な場合	☐

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から 1 年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員の状況等に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は、原則として令和 9 年 4 月 1 日です。
※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
※ 採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除き、ほとんどの人が採用されています。
※ 提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。
- (6) 採用後、一部の業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）

は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和8年4月1日現在のもの。）

(1) 初任給

職 種	区分	月額
事務	高校卒	約 217,000 円

この月額には、地域手当等を含みます。

卒業後の経歴や職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料、地域手当等の1か月分をベースに年間4.65か月分が支給されます。

（採用初年は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(5) 勤務場所

原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。

(6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(7) 休暇等

年次休暇（年間20日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は20日を限度に翌年に繰越できます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、家族の看護、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月22日は閉鎖

(9) その他

国又は本市以外の自治体等から1日も間を置かずに引き続き採用された場合であっても、本市において退職手当の通算は行いません。

8 注意事項等

(1) 選考内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

(2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

(3) 提出書類に記載された個人情報および採用選考の結果については、人事委員会で行う選考および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。

- (4) 受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
- ①公権力の行使にあたる業務
(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
- ②公の意思の形成に参画する職(行政の企画、立案、決定等に関する職)
- (6) 第1次選考で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、合格発表日以後1か月間に限り本人からの申請(インターネット・郵便)に基づいてお知らせします。
- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ成績開示希望と書いた書面により、申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、P7「お問合せ先」まで郵送してください。
 - ・第2次選考で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (7) 会場までの往復、試験中の事故や怪我等については責任を負いませんので、十分ご注意ください。

◎ 選考会場案内図

浜松市地域情報センター(浜松市中央区中央一丁目12-7)



- ・遠州鉄道西鹿島線「遠州病院駅」下車、徒歩2分
- ・JR浜松駅から徒歩10分

9 お問合せ先

浜松市人事委員会事務局

- ・TEL 053-457-2201(平日 8時30分~17時15分)
- ・FAX 053-457-2089
- ・〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号(地域情報センター3階)

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ(トップ→職員採用)およびLINE公式アカウントでお知らせします。確実な情報配信のため、LINE公式アカウントの登録をお願いいたします。

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide.html>

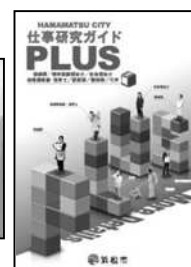
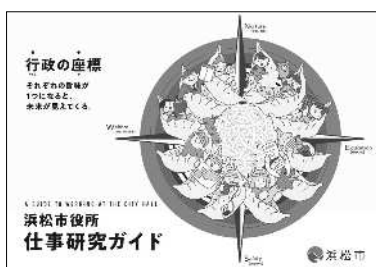
各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



< 総合版 >

< 入門編 >

< 技術職・免許資格職 特化版 >



● 「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取組みをご覧ください。



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門